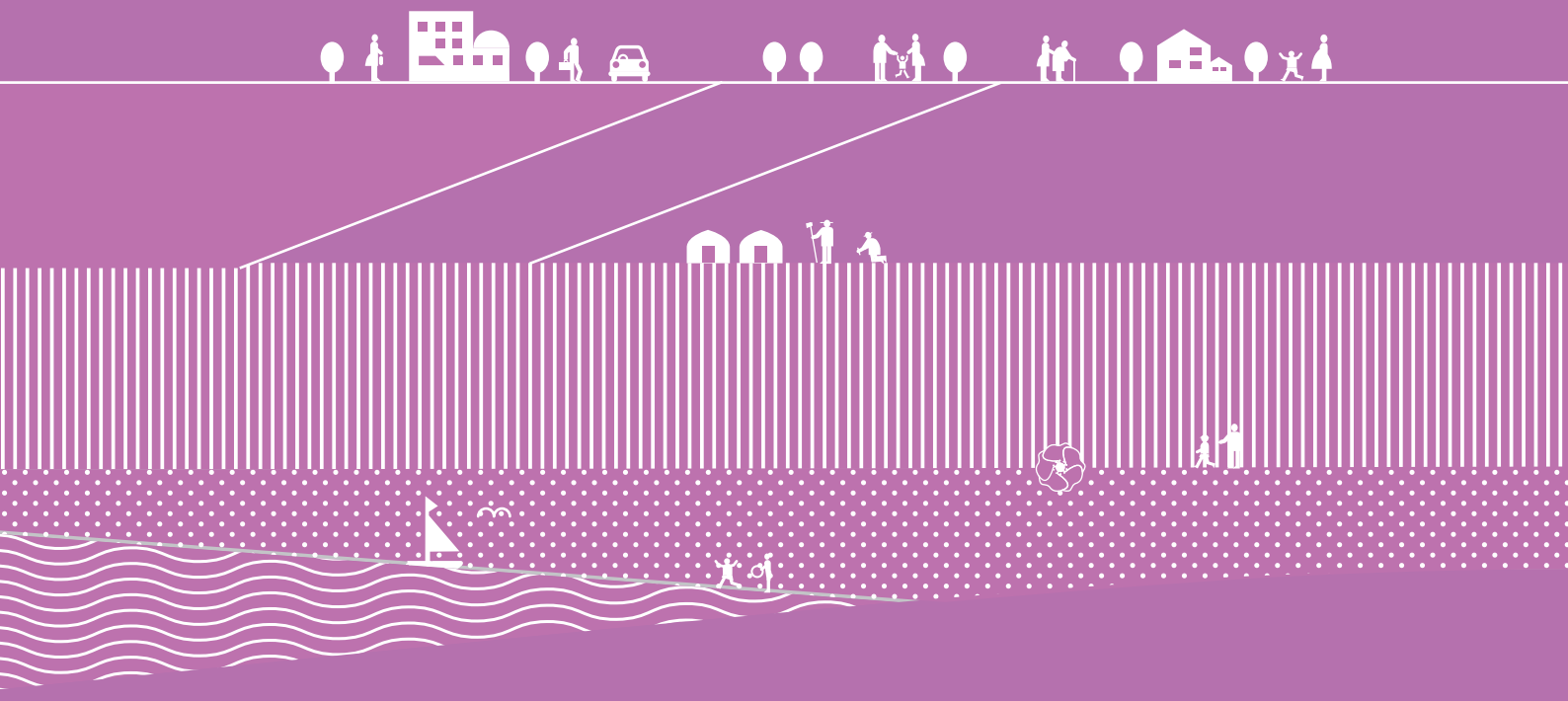


第7章 計画を実現するための 施策など





(調整用白紙)

7.1 誘導施策

7.1.1 基本的な考え方

本計画を推進し、居住誘導区域内への居住や、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を誘導するために、誘導施策に取り組んでいきます。

誘導施策の実施にあたっては、「第6次長生村総合計画」や「長生村公共施設等総合管理計画」などの上位関連計画と連携した施策の展開を図ります。

また、誘導施策の展開にあたっては、本計画が目指すまちづくりの将来像『住んで良かった長生村』をコンパクトなまちづくりにより維持する。』の実現に向け、本計画のまちづくりの方向性やまちづくりの基本的な考え方を踏まえたものとして、居住誘導や都市機能誘導に関する施策に加え、交通ネットワークの形成や居住誘導区域外となるエリアへの対応を含め、検討・実施を図っていきます。

■まちづくりの将来像

「住んで良かった長生村」をコンパクトなまちづくりにより、維持する。

- ・自然の恵みと生活利便性の調和がとれた暮らしができる
- ・人と人のつながりを大切に、長く生きがいを持って暮らせる
- ・いつまでも、どんなときも安全・安心に暮らせる

まちづくりの方向性

ライフスタイルや居住ニーズに応じた住環境の確保、暮らしやすさの向上

生活を支える機能の維持のための居住誘導(人口密度の維持)

限られた財源の中での効率的・効果的な都市経営

誰もが移動しやすい移動手段・環境の確保

防災リスクを回避・低減するためのハード・ソフト・土地利用などの総合的な対策

まちづくりの基本的な考え方

①世代・ライフスタイルなどに応じた住環境・暮らし方の確保・維持

②都市機能の集積・維持、緩やかな居住誘導による生活利便性の維持・向上

③公共施設の再編や、資源の集中投下による持続可能な都市経営

④持続可能な移動手段の確保と、暮らしを支える道路ネットワークの整備

⑤誰もが安全・安心に暮らせる生活圏の形成・維持



7.1.2 誘導施策

本計画のまちづくりの基本的な考え方に基づき、施策を整理します。

(1) 施策の体系

まちづくりの基本的な考え方	施 策
①世代・ライフスタイルなどに 応じた居住環境・暮らし方の 確保・維持	・シティプロモーションによる移住定住PR ・観光イベント事業による移住定住PR ・移住定住交流推進事業によるPR ・移住定住促進 ・就業場所確保による移住定住促進 ・空家・空地などのストック活用 ・子育て支援事業による子育て世代の移住定住促進 ・地域子育て支援事業による子育て世代の移住定住促進
②都市機能の集積・維持、 緩やかな居住誘導による 生活利便性の維持・向上	・居住誘導区域内の下水道整備による生活環境の向上 ・拠点周辺就業環境向上による移住定住促進 ・社会福祉施設整備支援による移住定住促進 ・障がい者雇用促進による移住定住促進 ・生活を支える都市機能の誘導 ・社会福祉施設の誘導
③公共施設の再編や、 資源の集中投下による 持続可能な都市経営	・八積駅周辺環境整備事業による中心拠点周辺の居住環境の向上 ・地域排水路整備事業による居住環境の向上 ・道の駅整備事業による生活利便性向上 ・八積駅周辺環境整備事業による都市機能誘導 ・地域排水路整備事業による都市機能誘導 ・公共施設の再編などによる都市機能の維持 ・交流センターの利用促進による賑わい創出・機能維持 ・道の駅整備による交流拠点創出
④持続可能な移動手段の確保 と、暮らしを支える道路ネット ワークの整備	・既存公共交通の存続 ・八積駅周辺環境整備事業による交通結節機能の強化 ・利用者の利便性及び安全性の確保・向上 ・交通弱者がより利用しやすい交通手段・環境の確保・維持
⑤誰もが安全・安心に暮らせる 生活圏の形成・維持	→第6章 防災指針 98～99ページ参照

(2) 施策の内容

まちづくりの基本的な考え方：

① 世代・ライフスタイルなどに応じた居住環境・暮らし方の確保・維持

- ・市街地での便利な暮らしや自然に囲まれた暮らしなど、世代、ライフスタイル、住民の価値観やライフステージの変化に合わせた暮らし方が選択できるよう居住環境を確保・維持
- ・空家・空地などの既存ストックの有効活用



施策①- 1	シティプロモーションによる移住定住PR
取組概要	・ SNSを活用した情報発信、PRツールを活かした村のファンづくり、動画展開・「ながいき」ブランディングの推進などにより、移住定住の検討につなげる
取組・事業	・ SNSを活用した情報発信 ・ PRツールを活かした村のファンづくり ・ イメージキャラクター、ロゴ、パンフレットなどによるPR ・ 動画制作・展開や「ながいき」ブランディングの推進 ・ 移住フェア・観光イベントなどへの出展・フィルムコミッションの推進
区域	居住誘導区域
施策①- 2	観光イベント事業による移住定住PR
取組概要	・ 観光協会と協力しながら、尼ヶ台総合公園や一松海岸などでの観光イベント事業により、地域活性化と村の魅力の周知を図り、移住定住促進につなげる
取組・事業	・ 尼ヶ台総合公園や一松海岸での各種イベント ・ 観光フォトコンテストなど
区域	居住誘導区域
施策①- 3	移住定住交流推進事業によるPR
取組概要	・ 移住相談会などイベント出展、移住定住ポータルサイト管理運営などにより、移住検討者への案内・情報発信などを継続実施
取組・事業	・ 移住相談会などイベント出展 ・ 移住定住ポータルサイト管理運営 ・ プロモーション映画上映・グッズ製作及び販売・配布
区域	居住誘導区域



施策①- 4	移住定住促進
取組概要	・ <u>三世代同居・近居住宅支援事業補助金</u> や <u>結婚新生活支援事業補助金</u> などによる住宅取得費用の一部支給により、引き続き移住定住促進を図る
取組・事業	・ 三世代同居・近居住宅支援事業補助金 ・ 結婚新生活支援事業補助金
区域	居住誘導区域
施策①- 5	就業場所確保による移住定住促進
取組概要	・ <u>企業立地奨励金</u> を活用し、 <u>西部工業団地</u> などに幅広い業種の企業を誘致し、就業場所を確保することで、移住者・定住者の増加につなげる
取組・事業	・ 企業立地奨励金の有効的かつ継続的な活用 ・ 西部工業団地の適正な土地利用活用推進、西部工業団地に係る各種計画変更による幅広い業種の誘致
区域	居住誘導区域
施策①- 6	空家・空地などのストック活用
取組概要	・ <u>空家の全数把握調査</u>(令和5年度実施)を基に、<u>ストック活用手法</u>について検討する。加えて、今後は、<u>空地の全数把握調査</u>も実施のうえ、「空地バンク」制度も確立させ、「空家バンク」制度と併せ、ストック活用手法を検討する ・ 将来的には、「空家バンク」に空地情報を追加し、物件の拡充を図る ・ パンフレット・移住イベントなどにより「<u>空家・空地バンク</u>」制度の周知促進を図る ・ 空家などの売主・買主の要望を聴取し、<u>空家などの条件を明確化</u>することで、<u>マッチング成立率の向上</u>を図る ・ 移住イベントなどでの空家などの物件紹介により移住定住を促進 ・ 空家などの買主の定住促進に資するため、「空家・空地バンク」登録物件リフォーム補助金を創設 ・ 空家などにおいて、<u>所有と利用の分離を通じた空地などの利用</u>などにより、<u>ストック活用を促進</u>し、居住誘導を図る
取組・事業	・ 空家・空地バンク ・ 空家・空地バンク制度のパンフレット作成・配布 ・ 移住イベントなどでの空家・空地紹介 ・ 空家・空地バンク登録物件リフォーム補助金の創設
区域	居住誘導区域

施策①- 7	子育て支援事業による子育て世代の移住定住促進
取組概要	・既存の子育て支援事業(妊婦一般健康診査助成事業、子育て支援応援事業など)に加え、宿泊型、日帰り型、訪問型の産後ケア事業の継続実施により、子育て世代の移住定住促進につなげる ・産科医療体制の機能維持を長生郡市全体で検討することで、子育て世代の移住定住促進につなげる
取組・事業	・妊婦一般健康診査費用助成事業 ・子育て世帯応援事業 ・妊娠届出時の面談やママパパ教室を通じた男性の育児参加 ・産後ケア事業(宿泊型、日帰り型、訪問型) ・産科医療体制の機能維持の検討
区域	居住誘導区域
施策①- 8	地域子育て支援事業による子育て世代の移住定住促進
取組概要	・育児相談事業や特別支援アドバイザーによる育児相談など、子育て中の負担軽減を図ることにより、子育て世代の移住定住促進につなげる
取組・事業	・育児相談事業(八積、高根こども園) ・一時保育事業(一松こども園) ・特別支援アドバイザーによる育児相談(各こども園)
区域	居住誘導区域



まちづくりの基本的な考え方：

②都市機能の集積・維持、緩やかな居住誘導による生活利便性の維持・向上

- ・生活を支える機能(医療、社会福祉、生活サービス施設)を拠点に集積・維持し、市街地の生活利便性の維持・向上を目指す
- ・緩やかに拠点周辺に居住を誘導し、生活を支える機能の存続を目指す



施策②- 1	居住誘導区域内の下水道整備による生活環境の向上
取組概要	・ 中心拠点周辺の下水道管渠整備や水洗便所補助金の拡充などにより、水洗化(下水道接続)促進を図り、居住環境の向上を目指す ・ 長生浄化センター(下水処理場)の改築による、居住環境向上 ・ 地域生活拠点周辺については、下水道施設の早期整備を図るため、近隣市町など関係省庁との広域化・共同化への促進と実現を目指す
取組・事業	・ 公共下水道の未普及地域への管渠整備事業 ・ 水洗便所改造事業補助金の拡充 ・ 長生浄化センターの改築更新工事及び4池目増設 ・ 地域生活拠点(七井土地区)の下水道施設の広域化・共同化の協議の推進と実現
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域
施策②- 2	拠点周辺就業環境向上による移住定住促進
取組概要	・ 中心拠点などに企業立地奨励金などを活用し、企業などを誘致し、拠点周辺に移住定住しやすい環境を確保
取組・事業	・ 中心拠点などにサテライトオフィスを検討している企業を誘致
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域
施策②- 3	社会福祉施設整備支援による移住定住推進
取組概要	・ 社会福祉施設整備費国庫補助金による新規施設の誘致・増改築により、施設利用者・関係者の移住定住促進につなげる ・ 長生村障がい者グループホーム運営費補助金の交付に伴う新規施設の誘導・増改築により、施設利用者及び関係者の移住定住促進につなげる ・ 地域密着型サービス施設等整備補助金による小規模多機能型居宅介護施設などの設置により、施設利用者・関係者の移住定住を促進
取組・事業	・ 障害者総合支援法などの規定に基づく社会福祉施設整備費補助事業 ・ 長生村障がい者グループホーム運営費補助金 ・ 長生村地域密着型サービス施設等整備補助金
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域

施策②- 4	障がい者雇用促進による移住定住促進
取組概要	・都市機能誘導区域内の誘導施設に対し、生活支援センターなどと連携し、障がい者雇用の推進を図ることで、周辺に居住を誘導
取組・事業	・障がい者雇用の希望者に対するヒアリングの実施と障がい福祉サービスの利用促進や生活支援センターの紹介 ・誘導施設に対する障がい者雇用枠の設置・拡大
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域
施策②- 5	生活を支える都市機能の誘導
取組概要	・都市構造再編集中支援事業など、国の補助制度や村独自の補助・支援制度などを活用しながら、中心拠点や地域生活拠点に生活を支える都市機能(医療、社会福祉、子育て支援、生活サービス施設)を誘致または維持
取組・事業	【活用が考えられる補助制度の例】 ・都市構造再編集中支援事業【国】(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設) ・社会福祉整備費国庫補助金【国】(社会福祉;下段参照) ・長生村地域密着型サービス施設等補助金【村】(社会福祉;下段参照)
区域	都市機能誘導区域
施策②- 6	社会福祉施設の誘導
取組概要	・社会福祉施設整備費国庫補助金や長生村地域密着型サービス施設等整備補助金交付事業により都市機能(社会福祉施設)を誘致
取組・事業	・障害者総合支援法などの規定に基づく社会福祉施設整備費補助事業 ・長生村地域密着型サービス施設等整備補助金
区域	都市機能誘導区域



まちづくりの基本的な考え方：

③公共施設の再編や、資源の集中投下による持続可能な都市経営

- ・公共施設の適正な維持管理を図りつつ、長期的な視点から、行政需要に応じた再編などにより、拠点への集約を図り、効率的な運営を目指す
- ・既存公共施設の更なる有効活用などにより、住民の利用・交流を促進し、賑わい創出を図る
- ・拠点や居住を誘導するエリアに、優先的に資源を投下し、持続可能な都市経営を図る



施策③- 1 八積駅周辺環境整備事業による中心拠点周辺の居住環境の向上	
取組概要	・ 八積駅北口駅前広場、八積駅北口線の整備、南北を自由に通行できる駅舎整備、駐輪場や周辺道路の整備などにより、中心拠点周辺（「八積駅周辺まちづくり基本計画」（平成29年3月）における「地域交流コアゾーン」及び「居住環境コアゾーン」）に歩いて暮らせる居住環境を実現させるため、土地利用を明確にし、居住を誘導
取組・事業	・ 都市計画施設整備（八積駅北口駅前広場及び都市計画道路3・3・1号八積駅北口線を新設整備し、北口駅前広場と都市計画道路3・4・2号東部台城之内線とを接続） ・ 八積駅南北自由通路整備 ・ 八積駅周辺道路整備及び駐輪場整備
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域
施策③- 2 地域排水路整備事業による居住環境の向上	
取組概要	・ 中心拠点及び地域生活拠点内の地域排水路整備の推進により安全・安心な居住環境を実現
取組・事業	・ 中心拠点内の既存排水路の排水機能の改善 ・ 地域生活拠点における地域排水路整備
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域
施策③- 3 道の駅整備事業による生活利便性向上	
取組概要	・ 既存の直売所のあり方やポケットマルシェなど新たな販路確保手法などの検討も踏まえたうえで、道の駅整備による住民の生活利便性向上を目指す
取組・事業	・ ポケットマルシェなど新たな販路確保についての勉強会開催 ・ 既存の直売所のあり方検討 ・ 道の駅整備
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域

施策③- 4	八積駅周辺環境整備事業による都市機能誘導
取組概要	・ 八積駅北口駅前広場、八積駅北口線の整備、南北を自由に通行できる駅舎整備、駐輪場や周辺道路の整備により、都市機能(医療、社会福祉、生活サービス施設)を誘致し、中心拠点の生活利便性向上を図る
取組・事業	・ 都市計画施設整備(八積駅北口駅前広場及び都市計画道路3・3・1号八積駅北口線を新設整備し、北口駅前広場と都市計画道路3・4・2号東部台城之内線とを接続) ・ 八積駅南北自由通路整備 ・ 八積駅周辺道路整備及び駐輪場整備
区域	都市機能誘導区域
施策③- 5	地域排水路整備事業による都市機能誘導
取組概要	・ 中心拠点及び地域生活拠点内の地域排水路整備の推進により、誘導施設の誘致・維持に寄与する
取組・事業	・ 中心拠点内の既存排水路の排水機能の改善 ・ 地域生活拠点における地域排水路整備
区域	都市機能誘導区域
施策③- 6	公共施設の再編などによる都市機能の維持
取組概要	・ 都市機能誘導区域内の公共施設の長寿命化、機能集約などにより、都市機能を維持
取組・事業	・ 長生村文化会館の長寿命化の推進 ・ 長生村文化会館大規模改修(外壁改修) ・ 長生村文化会館機械設備更新(音響、舞台照明など)
区域	都市機能誘導区域
施策③- 7	交流センターの利用促進による賑わい創出・機能維持
取組概要	・ 交流センターの子育てルームを活用した子育て支援事業の実施などにより、子育て世代の施設利用を促進し、賑わい創出と交流機能の維持を図る
取組・事業	・ 交流センター子育てルームの活用
区域	都市機能誘導区域
施策③- 8	道の駅整備による交流拠点創出
取組概要	・ 拠点や都市機能誘導区域に考慮しながら道の駅整備を検討し、住民や外部からの利用・交流を促進し、交流拠点として賑わい創出を図る
取組・事業	・ 道の駅整備
区域	都市機能誘導区域



まちづくりの基本的な考え方：

④持続可能な移動手段の確保と、暮らしを支える道路ネットワークの整備

- ・ 日常生活の利便性を支える公共交通を中心とした移動手段を確保・維持
- ・ 都市機能の集積・維持や緩やかな居住誘導により、一定の利用者数を確保
- ・ 歩いて暮らせるまちの実現や交通結節機能の強化のため、幹線道路や生活道路網の整備・維持



施策④- 1 既存公共交通の存続	
取組概要	・ JR東日本、小湊鐵道路線バスへの路線維持を要望
	・ 茂原駅陸沢中央公民館線に対する路線バス運行維持補助金の助成(茂原市、陸沢町、本村で連携)
	・ 長生村通学定期購入費補助金及び長生村バス通学定期運賃補助金による間接的な利用者増・維持
取組・事業	・ 交通事業者へ路線維持を要望
	・ 茂原駅陸沢中央公民館線に対する路線バス運行維持補助金
	・ 長生村通学定期購入費補助金 ・ 長生村バス通学定期運賃補助金
区域	居住誘導区域
施策④- 2 八積駅周辺環境整備事業による交通結節機能の強化	
取組概要	・ 八積駅北口駅前広場、八積駅北口線の整備、南北を自由に通行できる駅舎整備、駐輪場や周辺道路の整備により、中心拠点の交通結節機能を強化することで、日常生活の利便性を支える公共交通を中心とした移動手段の確保・維持を図る
取組・事業	・ 都市計画施設整備(八積駅北口駅前広場及び都市計画道路3・3・1号八積駅北口線を新設整備し、北口駅前広場と都市計画道路3・4・2号東部台城之内線とを接続) ・ 八積駅南北自由通路整備 ・ 八積駅周辺道路整備及び駐輪場整備
区域	都市機能誘導区域・居住誘導区域

施策④- 3 利用者の利便性及び安全性の確保・向上	
取組概要	・ 令和6年度に実施予定の利用実態調査やアンケート調査結果を参考にしながら、交通事業者を利用者の利便性及び安全性の確保・向上について、引き続き要望
	・ 令和6年度に実施予定の利用実態調査やアンケート調査結果を参考にしながら、八積駅を交通結節点とし、交通利便性の向上、円滑化及び効率化について検討
取組・事業	・ 利用者実態調査及びアンケート調査 ・ 交通事業者へ利用者の利便性及び安全性の確保・向上を要望
	・ 利用者実態調査及びアンケート調査 ・ 八積駅の交通利便性の向上、円滑化及び効率化に関する検討
区域	居住誘導区域
施策④- 4 交通弱者がより利用しやすい交通手段・環境の確保・維持	
取組概要	・ 令和6年度に実施予定の利用実態調査やアンケート調査結果を参考にしながら、既存サービス(福祉タクシー、外出支援サービス)や八積駅周辺環境整備事業を踏まえ、新たな公共交通サービスを検討
取組・事業	・ 利用者実態調査及びアンケート調査 ・ 新たな公共交通サービスの検討
区域	居住誘導区域



7.1.3 取組スケジュール

各施策の実施期間は以下のとおりです。

凡例： 事業実施

事業の効果の維持や事業継続

方針	種別	施策	実施期間		
			短期 R6～R10	中期 R11～R15	長期 R16～R20
①	居住誘導施策	●シティプロモーションによる移住定住PR			
		●観光イベント事業による移住定住PR			
		●移住定住交流推進事業によるPR			
		●移住定住促進			
		●就業場所確保による移住定住促進			
		●空家・空地などのストック活用			
		●子育て支援事業による子育て世代の移住定住促進			
		●地域子育て支援事業による子育て世代の移住定住促進			
②	居住誘導施策	●居住誘導区域内の下水道整備による生活環境の向上			
		●拠点周辺就業環境向上による移住定住促進			
		●社会福祉施設整備支援による移住定住促進			
		●障がい者雇用促進による移住定住促進			
	都市機能誘導施策	●生活を支える都市機能の誘導			
		●社会福祉施設の誘導			
③	居住誘導施策	●八積駅周辺環境整備事業による中心拠点周辺の居住環境の向上			
		●地域排水路整備事業による居住環境の向上			
		●道の駅整備事業による生活利便性向上			

方針	種別	施策	実施期間		
			短期 R 6～R 10	中期 R 11～R 15	長期 R 16～R 20
③	都市機能誘導施策	●八積駅周辺環境整備事業による都市機能誘導	→	→	→
		●地域排水路整備事業による都市機能誘導	→	→	→
		●公共施設の再編などによる都市機能の維持	→	→	→
		●交流センターの利用促進による賑わい創出・機能維持	→	→	→
		●道の駅整備による交流拠点創出		→	→
④	交通ネットワーク施策	●既存公共交通の存続	→	→	→
		●八積駅周辺環境整備事業による交通結節機能の強化	→		
		●利用者の利便性及び安全性の確保・向上	→	→	→
		●交通弱者がより利用しやすい交通手段・環境の確保・維持	→	→	→
⑤	第6章 防災指針 100～101ページ参照				

凡例

- ①世代・ライフスタイルなどに応じた居住環境・暮らし方の確保・維持
- ②都市機能の集積・維持、緩やかな居住誘導による生活利便性の維持・向上
- ③公共施設の再編や、資源の集中投下による持続可能な都市経営
- ④持続可能な移動手段の確保と、暮らしを支える道路ネットワークの整備
- ⑤誰もが安全・安心に暮らせる生活圏の形成・維持



7.2 計画の評価方法及び管理

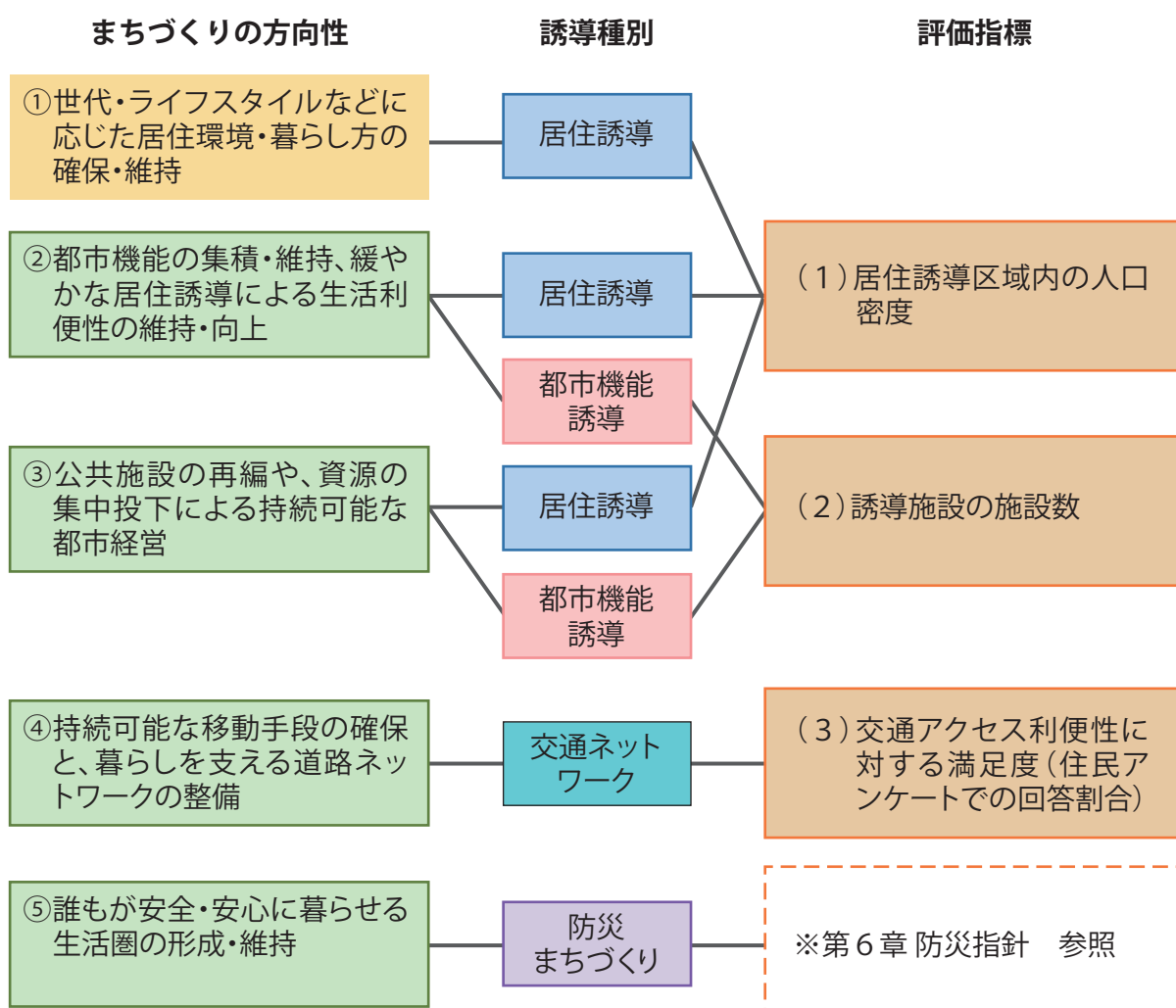
7.2.1 目標値及び評価指標の設定の考え方

本計画におけるまちづくりの方向性に基づき、計画の進捗状況や誘導施策の効果発現などについて、定量的な評価を行うため、定量的データの取得が可能なものを評価指標として、以下のとおり設定します。

評価は概ね5年毎に実施し、社会情勢やニーズの変化なども踏まえ、計画の妥当性を精査・検証したうえで、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

7.2.2 評価指標と目標値

まちづくりの方向性に基づき、以下のとおり評価指標と目標値を設定します。



(1) 居住誘導区域内の人口密度

①人口密度の現状

令和2(2020)年の居住誘導区域内の人口密度は、以下のとおりです。

エリア	面積*	人口	人口密度
中心拠点	97.5ha	946人	9.70人/ha
地域交流拠点	83.3ha	852人	10.23人/ha
計	180.8ha	1,798人	9.94人/ha

*都市計画決定に基づく面積

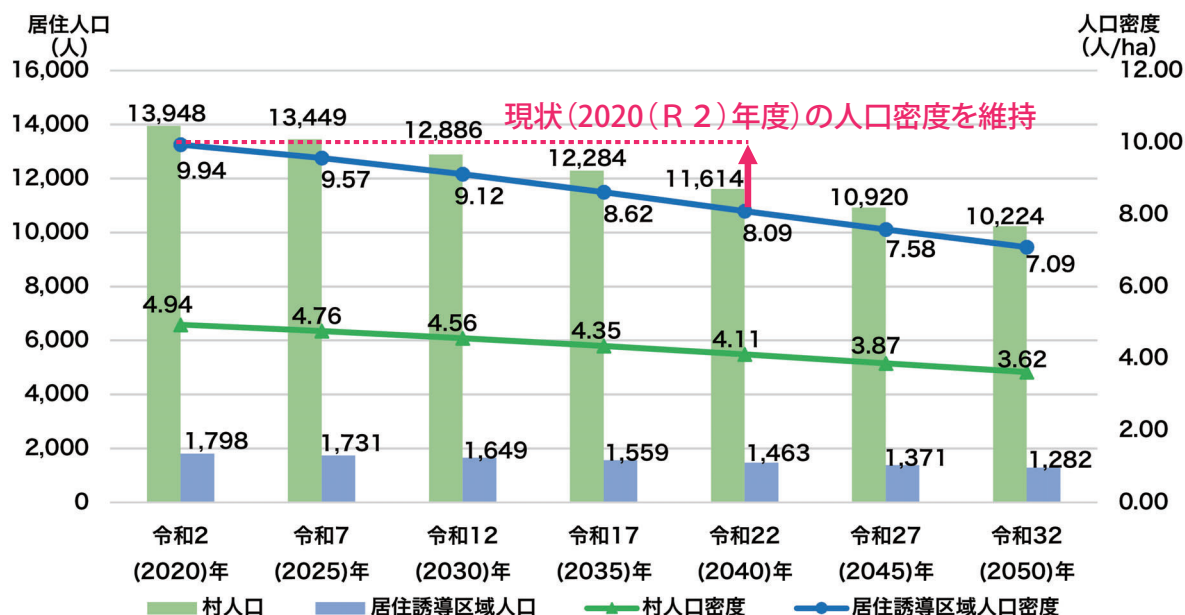
出典：国土数値情報「500mメッシュ別将来推計人口データ」を基に算出

国立社会保障・人口問題研究所によれば、本村の人口は減少すると推定されているため、本計画及び関連計画における施策や事業により、居住誘導区域内への居住を誘導することで一定の人口密度を維持し、日常生活におけるサービス水準の維持を図り、利便性の高い暮らしの実現・維持を目指します。

②本計画における評価指標と目標値

評価指標	基準値(現状値) (2020(R2)年度)	目標値 (2040(R22)年度)	(参考)中間値 (2030(R12)年度)
居住誘導区域内の 人口密度(人/ha)	9.94人/ha	10.0人/ha 注)概ね2020(R2)年度の人口密度を維持	9.12人/ha 注)国立社会保障・人口問題研究所の推計人口による人口密度を維持

③将来人口推計及び居住誘導区域内の人口密度の推移(参考)





(2) 誘導施設の施設数

① 誘導施設の現状

令和5(2023)年9月末現在の都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況は以下のとおりです。

機能	中心拠点		地域生活拠点		計
	施設名	施設数	施設名	施設数	施設数
医療	診療所 (内科・小児科)	0	診療所 (内科・小児科)	0	0
社会福祉	高齢者の介護・福祉 に係る施設	0	高齢者の介護・福祉 に係る施設	1	1
子育て 支援	子育て支援施設 (こども園など)	0	子育て支援施設 (こども園など)	0	0
商業	食料品を取り扱う スーパーマーケット など	1 (コンビニ)	食料品を取り扱う スーパーマーケット など	3 (コンビニ・ドラッグストア)	4
金融	郵便局	1			1
文化交流	文化会館・図書室 交流センター コミュニティセン ター	4			4
計	—	6	—	4	10

本計画や関連計画(長生村公共施設等総合管理計画など)における施策や事業により、各拠点内に必要な各機能の集積・維持を図り、拠点周辺の賑わい創出や近隣住民の生活利便性を目指します。

② 本計画における評価指標と目標値

評価指標	基準値(現状値) (2023(R5)年度)	目標値 (2043(R25)年度)	(参考)中間値 (2028(R10)年度)
都市機能誘導区域内 の誘導施設の施設数	10施設	15施設 注)各拠点に必要な 施設を1施設以上 集積・維持	10施設 注)現状値維持

(3) 交通アクセス利便性に対する満足度

① 交通アクセス利便性に対する満足度の現状

令和4(2022)年10月に実施した、立地適正化計画策定に係る住民アンケート*での、通勤・通学における交通アクセス利便性に対する満足度は以下のとおりです。

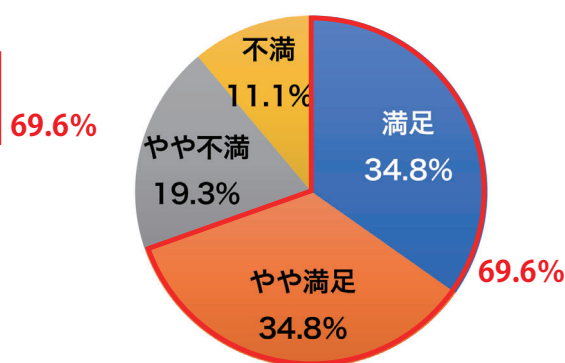
*対象：長生村全域の18歳以上の住民(無作為抽出)計1,200票(八積、一松、高根 各400票(男女各200票)、回収数：417票(回収率34.8%))

○通勤・通学における交通アクセスの利便性に対する満足度

選択肢	件数	比率
満足	72	34.8%
やや満足	72	34.8%
やや不満	40	19.3%
不満	23	11.1%
計	207	100%

※有効回答のみ集計(無回答は除く)

※複数回答の場合は、最初に選択した選択肢を採用



○「やや不満」・「不満」と答えた方の理由

選択肢	件数	比率
自宅から目的地までの距離が遠い	38	61.3%
利用している路線バス・電車の便が少ない	14	22.6%
最寄りのバス停・駅までの距離が遠い	7	11.3%
その他	3	4.8%
計	62	100%

※有効回答のみ集計(無回答は除く)

※複数回答の場合は、最初に選択した選択肢を採用

本計画や関連計画における施策や事業(八積駅周辺環境整備事業)により、交通結節機能の強化や利用者の利便性向上などの取組などを通じて、交通アクセス利便性に対する住民満足度の向上を目指します。



②本計画における評価指標と目標値

評価指標	基準値(現状値) (2022(R 4)年度)	目標値 (2043(R 25)年度)	(参考)中間値 (2028(R 10)年度)
交通アクセス 利便性に 対する満足度	69.6%	78.3% 注)八積駅周辺環境 整備事業や利便性向 上などを通じて、「や や不満・不満」の回答 のうち、約30%の回答 が「満足・やや満足」 に転じる。	72.5% 注)八積駅周辺環境 整備事業や利便性向 上などを通じて、「や や不満・不満」の回答 のうち、約10%の回答 が「満足・やや満足」 に転じる。

③中間値・目標値の設定について(参考)

○中間値

令和10(2028)年度までに、「やや不満・不満」の回答(計63回答)のうち、約10%の回答(6回答相当)が「満足・やや満足」に転じるとしています。

「やや不満・不満」の理由として、「利用している路線バス・電車の便が少ない」との回答(22.6%、14回答)のうち半数相当が、八積駅周辺環境整備事業や利便性向上などを通じて、「満足・やや満足」に転じれば達成可能と考えます。

○目標値

令和25(2043)年度までに、「やや不満・不満」の回答(計63回答)のうち、約30%の回答(18回答相当)が「満足・やや満足」に転じるとしています。

「やや不満・不満」の理由として、「利用している路線バス・電車の便が少ない」との回答(22.6%、14回答)と「その他」との回答(4.8%、3回答)相当が、八積駅周辺環境整備事業や利便性向上などを通じて、「満足・やや満足」に転じれば、達成可能と考えます。

■ 7.2.3 計画の評価方法と見直し

立地適正化計画を策定した場合、概ね5年毎に計画に記載された施策、事業の実施状況について調査・分析を行い、計画の進捗状況や妥当性などを精査、検討することが望ましいとされています。

このため、本村においても、計画・実行・評価・見直しを繰り返す「PDCAサイクル」の考えに基づき、評価を行い、まちづくり方針やまちづくりの将来像の実現を図ります。

また、計画の進捗状況を評価したうえで、社会経済情勢や制度改正、上位・関連計画の見直しなどを踏まえた計画の見直しや、誘導施策などの具体的な検討を実施するなど、柔軟かつ効果的な運用を目指します。

評価結果については、都市計画に関する専門性を有する長生村都市計画審議会などに報告し、意見を踏まえながら改善策を検討し、施策の充実・強化などを図ります。

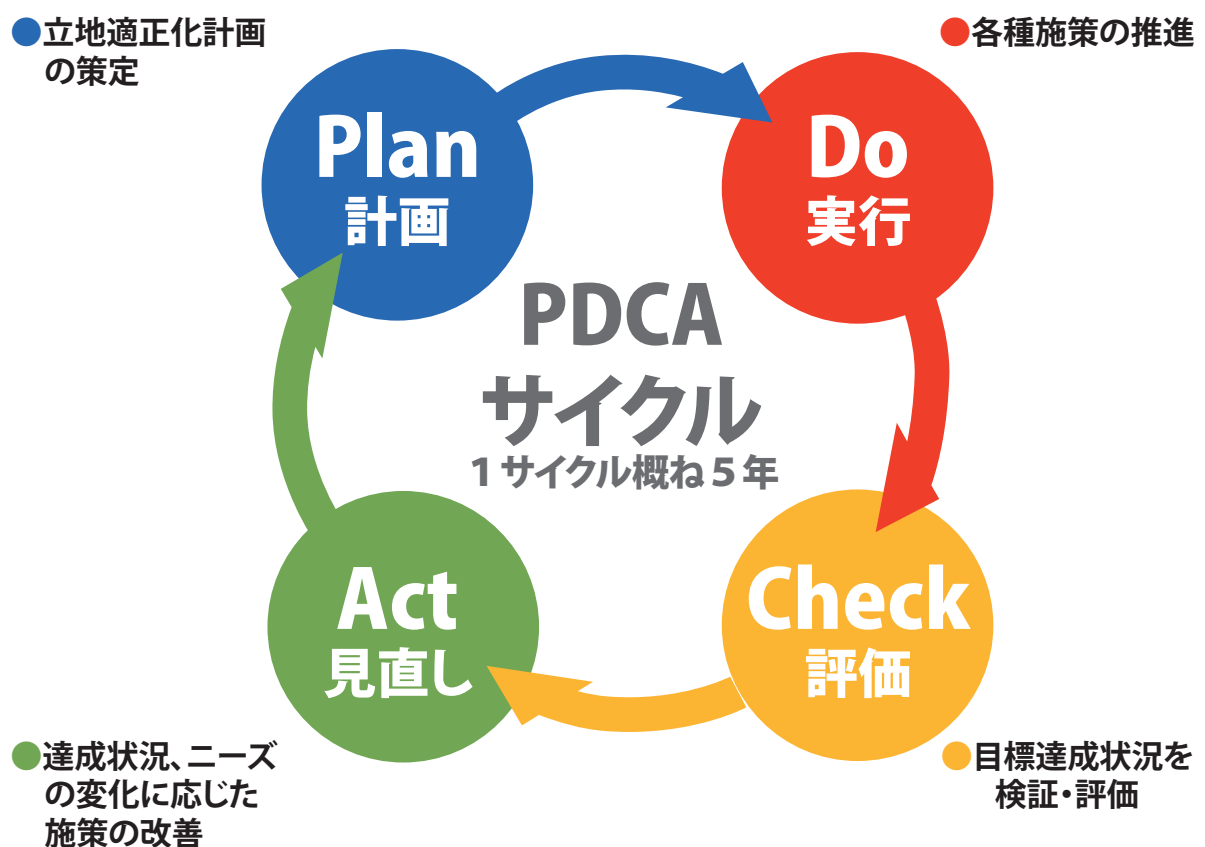


図7-1：PDCAサイクル



7.3 届出制度

7.3.1 届出制度

都市再生特別措置法第88条または第108条の規定に基づき、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外において、以下の開発行為や建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する30日前までに行為の種類や場所などについて、本村への届出が必要となります。また、住宅等の立地の誘導を図るうえで支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

さらに、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の30日前までに、その旨を本村に届けることが必要となります。

(1) 居住誘導区域外における届出・勧告

(都市再生特別措置法第88条第1項に基づく届出)

【対象となる区域】	居住誘導区域外
【対象となる行為】	■開発行為 ○3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ○1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの 届出必要   3戸の開発行為 届出不要   800㎡、2戸の開発行為 900㎡、1戸の開発行為 ■建築等行為 ○3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 届出必要   3戸の建築行為 届出不要  1戸の建築行為

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法について」(平成27年6月1日)を基に作成

【勧告】

届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図るうえで支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(2) 都市機能誘導区域外における届出・勧告

(都市再生特別措置法第108条第1項に基づく届出)

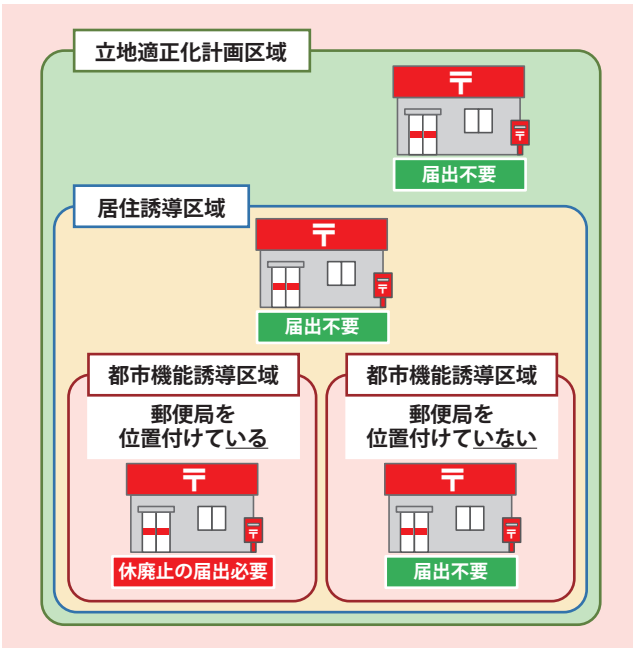
【対象となる区域】	都市機能誘導区域外、 または誘導施設の位置付けが異なる都市機能誘導区域
【対象となる行為】	■開発行為 ○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 ■建築等行為 ○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【勧告】

届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図るうえで支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。



(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告 (都市再生特別措置法第108条第2項に基づく届出)

【対象となる区域】	都市機能誘導区域内
【対象となる行為】	■<u>誘導施設を休廃止</u>する場合 

【勧告】

新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる時は、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言または勧告を行う場合があります。

「将来の長生村」ポスターコンクール

作品発表

長生村70周年記念事業として村内児童を対象に「将来の長生村」のポスターを令和5年6月から募集しました。入選した作品をご紹介します。



最優秀賞

みんななかよし 長生村
高根小学校 4年 片岡 里彩



優秀賞

笑顔いっぱい 幸せいっぱい
長生村
高根小学校 5年 荒滝 琴子



優良賞

未来に残したいもの（ずっと
消えずにいてほしい）と新た
に作りたいもの（長生村が賑
やかになってほしい）
八積小学校 5年 森田 雛



(調整用白紙)